

平成21年度臨時提案

【募集目的】

- ・12月8日に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を決定し、本対策の趣旨（雇用、環境、景気）等に沿った特区における規制の特例措置の提案を臨時に募集を行う。

【募集期間】

- ・平成21年12月9日から平成22年3月31日まで

【提案者】

- ・大阪府

【実施内容】

- ・車道にEV専用レーンを設置した場合や特定エリア内に限定した上で、**0.6kw以下のEV「ミニカー」の二人乗り仕様の公道走行を認めた上で、0.6kw超1kw以下のEVについても、0.6kw以下と同様に型式指定手続きを簡素化する。**

【国交省の回答】

- ・現状、基準に適合していない等不安全な原動機付自転車が市場で販売されているとの指摘があることから、今後、四輪の原動機付自転車（ミニカー）の基準の無いような認証等の基準適合性の確認手続きの強化を含めた制度全体の総合的に見直す事を予定しており、**0.6kw以上1.0kw以下の自動車について原動機付自転車と同様の認証手続きとすることは困難**である。

平成22年度提案（第19次構造改革特区）

【募集目的】

- ・構造改革特区制度に係る新たな規制の特例措置に関する提案を集中して募集を行う。

【募集期間】

- ・平成22年10月18日から平成22年11月17日まで

【提案者】

- ・NPO法人

【実施内容】

- ・原付自転車枠内で、ミニカー超、軽自動車未満の新カテゴリー（**定員2名、定格出力15kw以下の四輪車**）の創出し、実証実験を実施。
- ・第2種原動機付自転車に電動四輪を追加し、**モーターの出力を5kwに、乗車定員を2名**とし、浜松市及び周辺地域での走行。

【国交省の回答】

- ・現行制度では、定格出力0.6kwを超える定格出力を有する車両に対しては軽自動車の安全基準を遵守することで安全を確保。
- ・現状、基準に適合していない等不安全な原動機付自転車が市場で販売されているとの指摘があることから、今後、四輪の原動機付自転車（ミニカー）の基準の無いような認証等の基準適合性の確認手続きの強化を含めた制度全体の総合的に見直す事を予定しており、**0.6kw以上1.0kw以下の自動車について原動機付自転車と同様の認証手続きとすることは困難**である。